

内
蒙古
首
都
公
司
印

衛生試驗研究室

國立公衆衛生院附屬圖書館



00016875

国立公衆衛生院附属図書館	
受入先	松浦十四郎先生寄贈
受入日	98.3.10
登録番号	72507
所在	

Library, National Institute of Public Health

緒　　言

衛生試験所は明治七年司薬場として創設せられてより以來正に六十三年の星霜を閱し明治二十年衛生試験所と改稱せられてより本年を以て滿五十年に達せり。

抑々衛生試験所は其草創當初に於ては専ら贋造薬品の検査及取締に任じ後年藥局方制定の基礎を築き藥局方公布以後に於ては藥局方薬品の依頼試験に應じ本邦醫藥品の純度の向上藥局方規準の維持等藥局方の實際的運用の衝に當り又大正三年歐洲大戰勃發し醫藥品の輸入杜絕を見るや未だ本邦にて製造せられざる多數醫藥品の製造法を研究發表し以て民間製藥工業を指導し醫藥品缺乏による治療上の危機を未然に防止せり。大正十年製藥部官制成り同十一年藥用植物部新設せられ昨年八月阿片アルカロイド製造に從事する職員を設置し目黒に分場を開設せり。

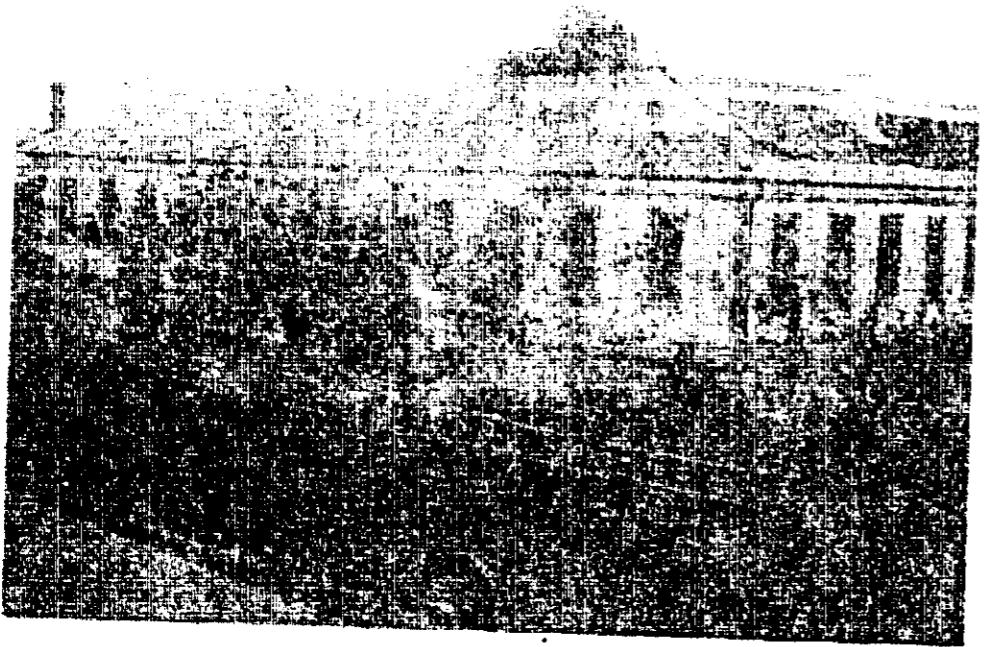
飲食物、飲料水、鑛泉其他國民の生活に最も緊密なる各般の衛生事項に就ても夙に明治十五年以來之れが調査研究に從事し同十九年主要食品百六十餘種の分析を完成し次で食饌並に保健食料の調査を行ひ以て本邦人に適合すべき保健標準食料を選定し更に明治三十七年特に調査部を設け衣食住各般に亘る衛生上の調査研究に著手し明治四十二年本邦食品分析表を完成し爾來飲食品、著色料、防腐剤其他都市の空氣汚染度及療養地の適否等の如き衛生上の諸問題に就き調査研究發表せる業績枚舉に遑あらず。是等の研究は検明部及藥劑部に於ける依頼試験の受理と共に國民の保健に資し衛生思想の喚起に貢献せる處甚だ多きを信ず。

今や内外重大の事局に際し國力の進展上保健衛生施設の完備は愈々緊要の度を加へんとす此秋に當り衛生試験所事業の沿革を考查收錄し以て將來の發展に資すると共に益々奮勵努力國家社會の爲め寄與せんことを期す之れ本編を刊行せる所以なり。

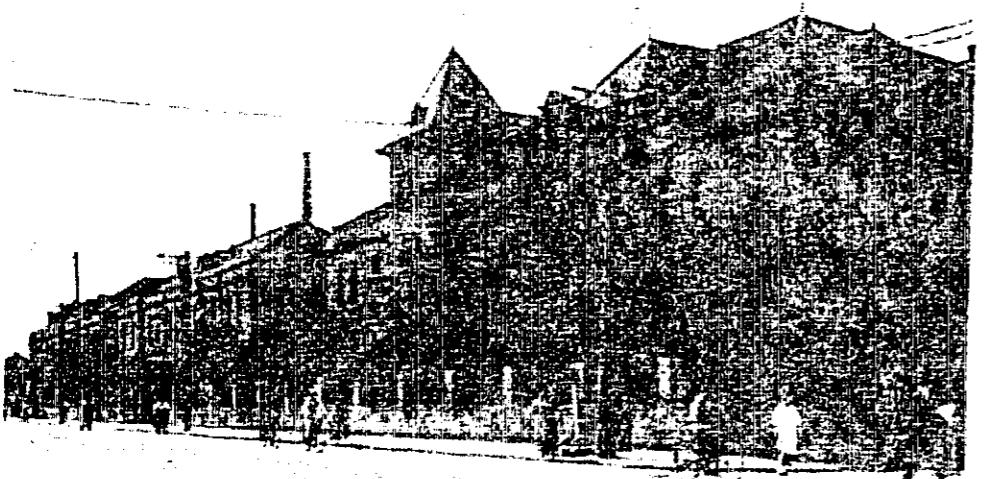
本編の編輯は主として刈米達夫、服部安藏、藤本磯男の三君之を擔當せり。

昭和十二年三月

内務省東京衛生試験所長 衣笠 豊



舍鹿舊所 試験衛生東京
(在所西泉町岡田神市京東)



舍鹿現所 試験衛生東京
(在現至るよ二四治明)

内務省は所々に施設を設け、その運営は各所の官吏の監督下に置かれてゐる。監視の度を加へんとする此秋に當り御

内務省は所々に施設を設け、その運営は各所の官吏の監督下に置かれてゐる。監視の度を加へんとする所以なり。

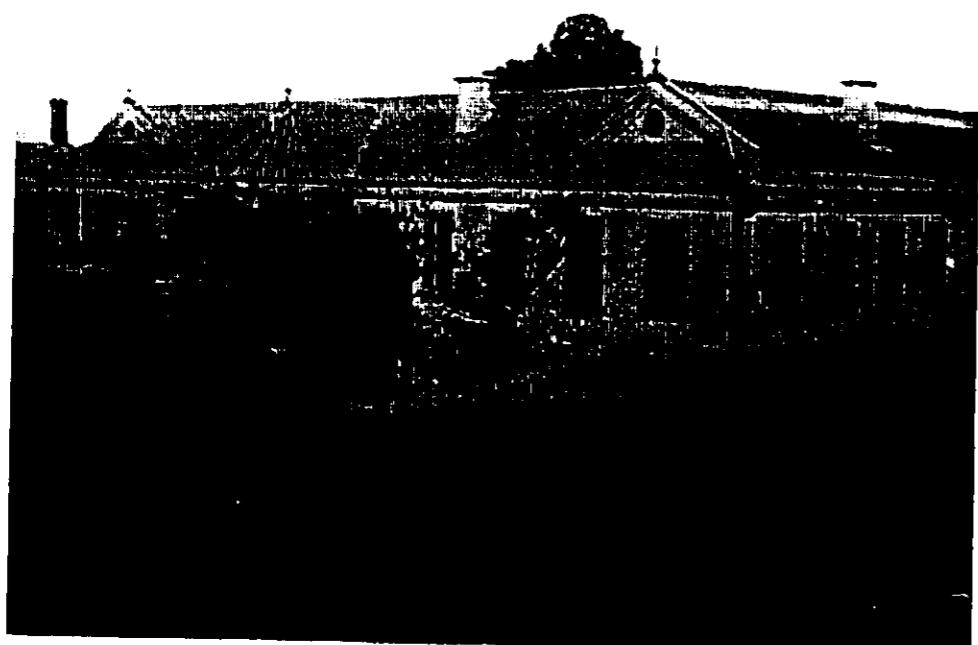
本院は、この事に對する所見を以て報告する所以なり。

本院は、この事に對する所見を以て報告する所以なり。

年三月

内務省東京衛生試験所長 衣 簡

謹



舍 廳 舊 所 驗 試 生 衛 京 東

(在所町泉和區田神市京東)
（る至に月三年二十四治明りよ時當立創）

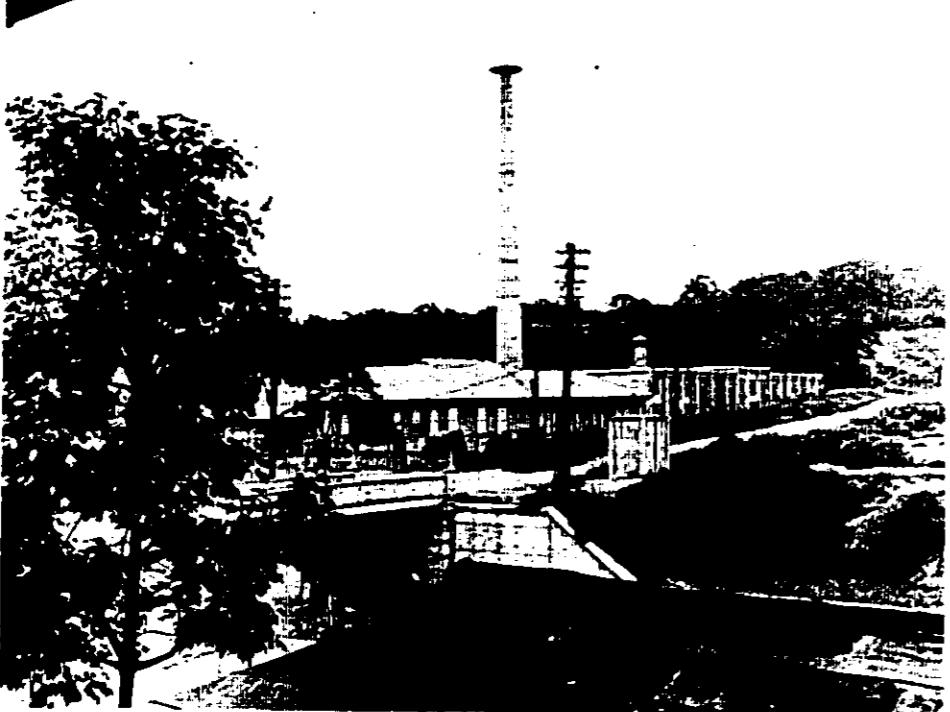


舍 廳 現 所 驗 試 生 衛 京 東

（る至に在現りよ年二十四治明）

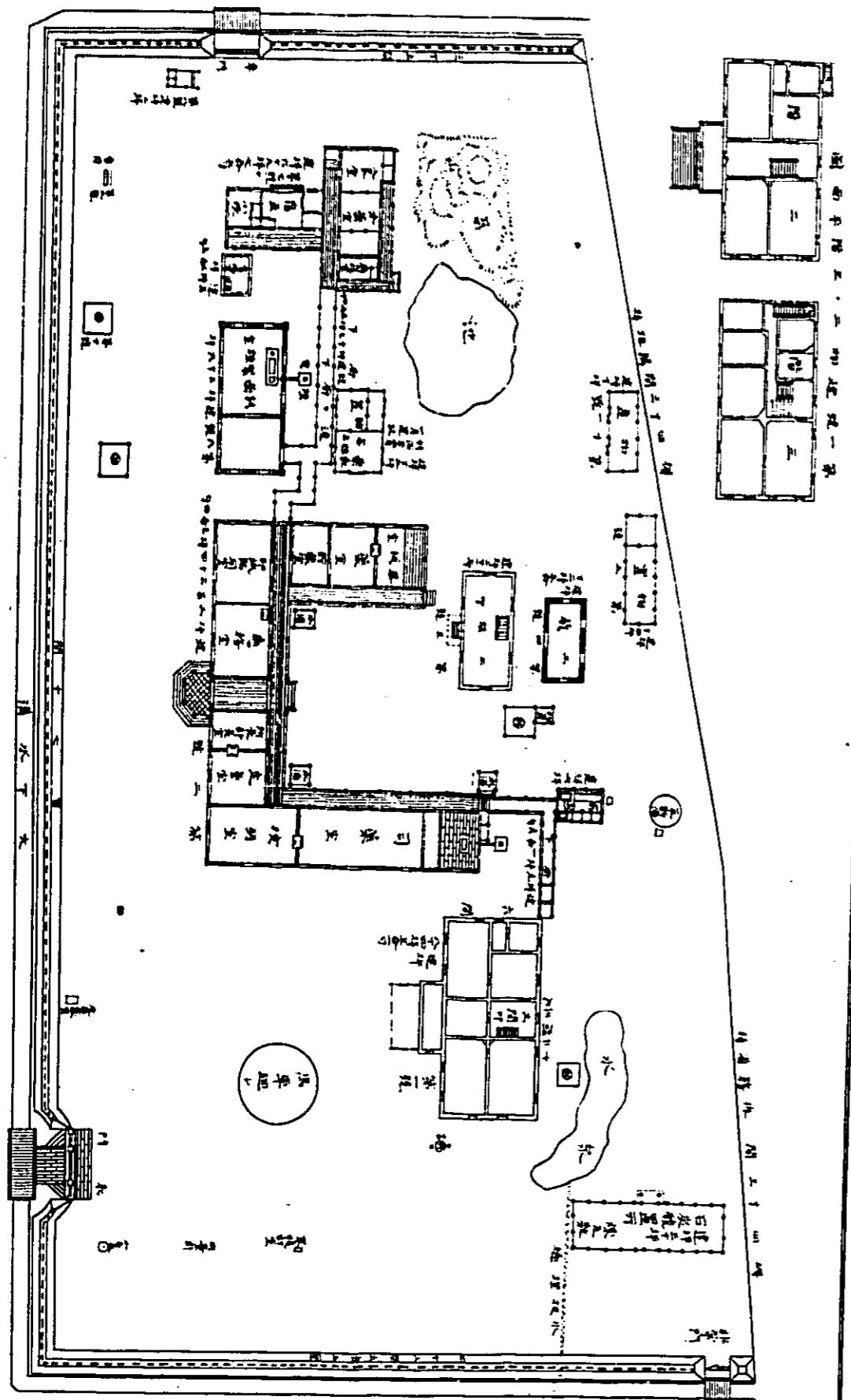


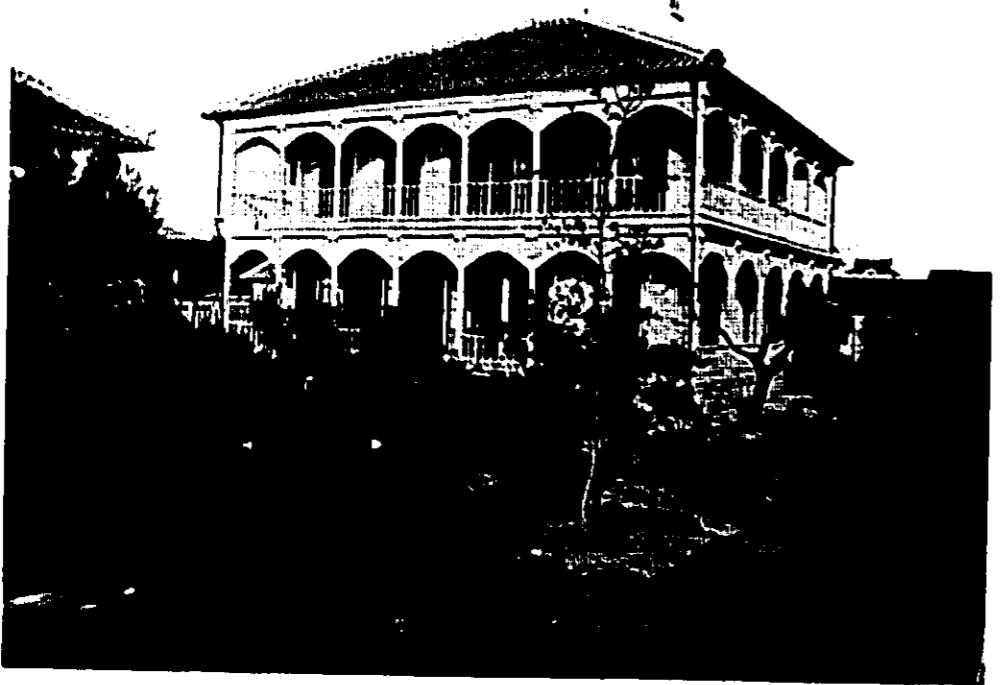
東京衛生試驗所農物植物試驗場
(在所町稲城市玉塔)



東京衛生試驗所分場
(在所町中黒目市黒目二丁目百三十番地)

圖面 平舍臨舊所驗試生衛京東
(りんのもの頃年十二泊明りよ時當立制)





舍 廳 舊 場 藥 司 阪 大

(在所日丁一島の中區北市阪大)
(る至に年一十三治明りよ月十年三十治明)



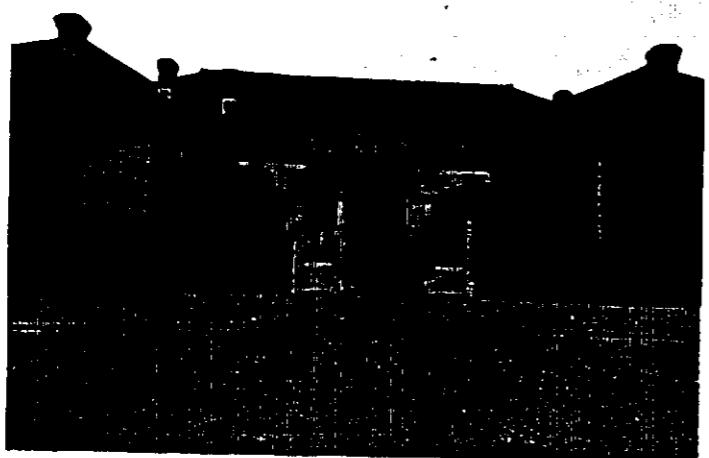
舍 廳 現 所 驗 試 生 術 阪 大

(在所日丁三橋京區東市阪大)
(る至に在現りよ月十年一十三治明)



合 鳥 場 藥 司 濱 橫

(跡前事領國伊萬通仲北市濱横)
(る至に年七十治明りよ月五年十治明)



舍 鳥 所 驗 試 生 衛 濱 橫

(在所目丁五通仲北市濱横)
(る至に年一十二治明築改月五年七十治明)



舍 鳥 所 驗 試 生 衛 濱 橫

(在所目丁五町本市濱横)
(る至に年二正大りよ月五年一十二治明)



平新藤後
(代五第)



桂承田柴
(代二第)



義長井長
(代六第)



輔精岡辻
(代四第)

長所驗試生衛京東



郷太弘崎西
(代九第)



郷一東漬中
(代七第)



豊笠衣
(在現)



純良原田
(代八第)

長所驗試生衛京東



一 耕田島
(代六第)



郎次橋村
(代四第)



三 英口町
(在 現)



太平小井櫻
(代五第)

長 所 驗 試 生 衛 阪 大



A. J. C. Geerts



堀鉢之丞
(代三第)



J. F. Eijkman



窪藤寬齋
(代五第)

橫濱試驗所長及外人教員

目 次

第一編 司藥場時代

維新前後の醫薬品取締	一頁
東京司藥場の開設(明治七年三月)	10
薬業の横行と取締令の發布(明治七年十二月)	10
薬品巡視の起源(明治七年十一月)	11
劇毒藥取締令の發布(明治九年九月)	17
明治初年の藥學教育と藥鋪開業者養成案(明治七年九月)	17
京都司藥場の開設(明治八年二月)	10
鑄泉分析の開始(明治七年六月)	11
大阪司藥場の開設(明治八年三月)	11
司藥場用印紙の統一と其變遷(明治八年—明治十八年)	15
各府縣より植物及鑄物の蒐集(明治八年三月)	15
ヨードカリの製法傳授(明治八年四月)	17
東京司藥場に外人教師一名増員に關する具申(明治八年一月)	111
司藥場の内務省移管(明治八年七月)	111
司藥場協定試驗法の制定(明治八年十月)	111
司藥場試驗心得並に藥局試驗法の制定(明治八年十月)	111

貿易薬品取締規則(明治九年三月)	三九
薬鋪開業者の資格制定及第一回薬鋪開業試験(明治八年十一月)	四〇
薬名の統一(明治八年)	四五
薬名箋に和名の併記(明治八年)	四五
マルチンの解職とブリュヘの傭聘(明治九年七月)	四五
司薬場の制定(明治九年四月)	四六
司薬場の事務規定に關する達(明治九年十二月)	四六
京都司薬場廢止と横濱及長崎司薬場の開設(明治九年八月)	四七
依頼試験手數料徵收手續の制定(明治九年八月)	四七
製藥免許手續の制定(明治九年五月)	四九
明治十年の虎疫大流行と石炭酸の製造(明治十年十月)	五〇
告示等其他規則の制定(明治十年一月一十月)	五一
試薬師に委任判任及等外の階級制定(明治十年四月)	五三
製藥學教場の廢止(明治十年六月)	五三
ゲーリツの上申書と試験拒否薬品の制定(明治十年六月)	五四
佛國より薬草種子の輸入(明治十年七月)	五六
飲料水及凍水等に對し衛生的注意喚起(明治十一年九月)	五七
外國薬局方製劑に注意喚起(明治十一年七月)	六一
獨國內薬品試験法の追加(明治十一年二月)	六一
薬品試験に就き各司薬場に達せられたる注意書(明治十一年四月)	六一
大阪及長崎司薬場條令の改正(明治十二年二月)	六一
東京司薬場に和漢藥物調査會の設置(明治十二年九月)	六一
司薬場員の衛生學講議(明治十二年)	六三
内務省東京司薬場に酒精劑の調査を命ず	六三
薬品製造試験法の傳習(明治十二年)	六四
京都府薬物検査場設立の請願(明治十二年二月)	六四
薬品取扱規則の制定(明治十三年一月)	六四
長崎司薬場の廢止(明治十四年七月)	六五
依頼試験の制限(明治十四年十一月)	六七
司薬場の事務外人教師の手を離る(明治十四年一月)	六八
衛生事務擴張に關する達(明治十五年二月)	六八
東京司薬場に於て食料品の調査開始(明治十五年)	六八
薬品検査告示箋の改正(明治十四年七月)	六八
司薬場の改稱及處務權限並章程の改訂(明治十六年五月)	六九
検査印紙告示箋等の改正(明治十六年五月)	七一
薬品試製所の新設(明治十六年七月)	七一
全國鑑定調查着手(明治十六年七月)	七一
官印制定(明治十六年十二月)	七三

第一編 衛生局試験所時代

薬品取扱規則第一條但書中改正(明治十七年九月)	七三
依頼試験制限令の廢止(明治十七年九月)	七七
薬品検査告示箋に關する規定の改正(明治十七年十月)	七七
薬品出張試験制の設定(明治十七年十二月)	八〇
河豚毒成分の研究開始(明治十八年)	八一
薬品試製所の廢止(明治十九年)	八一
處務權限並章程の改訂と衛生参考館新設(明治十九年三月)	八一
第一版日本藥局方の公布(明治十九年六月)	八三
薬品取扱方之儀に付伺(明治十九年十月)	八三
大阪衛生試験所の增修案(大正二年三月)	一〇一
依頼薬品代願人設置(大正二年十月)	一〇一
依頼薬品代願書中改正(明治二十年五月)	八四
薬草栽培の指導(明治二十一年十一月)	八五
検査印紙貼付様式及告示箋の改正(明治二十一年六月)	八五
横濱衛生試験所の移轉新築(明治二十一年五月)	八六
薬品營業並薬品取扱規則の發布(明治二十一年)	八六
薬草試植園の文部省移管(明治二十三年一月)	八六
検査印紙貼付規定の改正(明治二十三年三月)	八七
衛生試験所官制の改正(明治二十三年八月)	八七
衛生試験所官制の公布(明治二十年五月)	八八
薬品検査其他手數料に關する規定の改正(明治二十四年一月)	八八
大阪衛生試験所の新築移轉(明治三十年十二月)	八九
薬品の封緘並薬品飲食物等の検査者取締令の公布(明治三十年三月)	八九
輸入薬品の調査(明治三十三年九月)	八九
外國特許名薬品の印紙貼付に付照合(明治三十四年十一月)	九〇
試験手數料に關する規定の改正(明治三十四年六月)	九一
増員に關する上申書(明治三十五年四月)	九三
東京衛生試験所内に薬品小分場新設(明治三十六年)	九四
東京衛生試験所内に調査部新設(明治三十七年六月)	九四
検査印紙の改正(明治三十九年二月)	九五
東京衛生試験所に關する上申書(明治三十九年)	九五
薬品小分官營開始と事務分課の改正(明治四十一年四月)	九六
衛生試験業報統刊(明治四十二年三月)	九八
東京衛生試験所本館新築(明治四十二年三月)	九九
ドレステン萬國衛生博覽會に出品(明治四十四年)	一〇〇
毒物河豚毒素調查として經常費中に五千圓増額(明治四十五年)	一〇〇
鑄泉試験依頼者心得書の改正(大正元年十月)	一〇一
横濱衛生試験所の廢止(大正二年六月)	一〇一
依頼薬品代願人設置(大正二年十月)	一〇一
大阪衛生試験所の増修案(大正二年三月)	一〇一

本邦鑛泉中ラチウムヨーマナチオン含量の調査開始(大正二年)	一一〇
薬品製造試験部の新設(大正三年八月)	一〇三
臨時職員増員	一〇七
東京衛生試験所の増改築(大正五年—大正十一年)	一〇八
東京衛生試験所調査部擴張による増員(大正十年五月)	一〇九
薬用植物栽培試験部及圃場の新設(大正七年三月)	一〇九
大震火災と東京衛生試験所(大正十二年九月)	一一〇
毒物學的試験開始に伴う増員(昭和九年)	一一〇
癌豫防協會の委嘱による大風子油の製造開始(昭和六年十二月)	一一〇
煙酸コデインの製造と田黒分工場の増設(昭和六年—昭和十一年)	一一一
阿片アルカロイド硫酸鹽製造開始(昭和七年)	一一一
鹽酸エチルモルヒネ製造開始(昭和十一年)	一一一
燐酸コデイン製造及薬用植物栽培試験の擴張に伴う増員(昭和十一年八月)	一一一
衛生試験所官制の改正(昭和十一年八月)	一一一

第四編 衛生試験所と阿片關係事項

明治維新以前の阿片取締	一一三
明治初年の阿片取締(明治元年四月)	一一四
國產阿片改良に關する上申(明治八年三月)	一一五
阿片栽培に關する注意書及阿片試験成績の公告(明治八年—十年)	一一七
司藥場よりモルヒネ定量法の上申(明治八年七月)	一一〇
醫務局より司藥場に對する薬用阿片と阿片煙との辨別に關する疑義照會(明治八年四月)	一一〇
薬用阿片賣買並製造規則の發布(明治十一年八月)	一一一
阿片賣渡定價の制定(明治十一年十一月)	一一五
阿片試驗並買上取扱心得の制定(明治十一年十一月)	一一五
薬用阿片輸入當時の事情を示す文書(明治十一年十一月)	一一六
在招外人に對し和洋兩文を以て阿片賣渡規則の告知(明治十一年十月)	一一九
阿片試驗並買上取扱手續に關する疑義照合(明治十二年二月)	一一一
阿片小賣價格に關する質疑應答(明治十二年五月)	一一一
阿片受拂手續統一(明治十二年三月)	一三三
東京司藥場にて罂粟の栽培(明治十二年)	一三五
阿片煙に關する罪を刑法に規定(明治十三年四月)	一三六
薬用阿片にモルヒネ含量の併記(明治十二年五月)	一三七
拂下藥用阿片の價格制定(明治十二年四月)	一三七
販賣阿片の價格制定(明治十三年一月)	一三八
販賣阿片に關する伺(明治十三年二月)	一三八
阿片買上價格追補(明治十三年十二月)	一四〇
モルヒネ含量六分以下の阿片の買上停止(明治十八年十一月)	一四〇
外國人へ賣渡すべき乾燥阿片の價格規定(明治十九年三月)	一四〇

外國產濕潤阿片の拂下(明治十九年五月).....	一四〇
薬用阿片粉末の調製(明治十九年十二月).....	一四一
阿片賣賣並製造規則中改正(明治二十年十月).....	一四二
薬用阿片のモルヒネ含量改正(明治二十年十月).....	一四三
阿片法の制定(明治三十年三月).....	一四三
阿片法施行規則の制定(明治三十年三月).....	一四三
阿片燒却手續の制定(明治三十年十月).....	一四五
阿片煙膏取調(明治三十年十月).....	一四五
阿片法に依る阿片賣下代價の收入印紙納入(明治三十二年三月).....	一四五
薬用阿片賣下に關する省令第一條に依る會社の指定(大正六年十月).....	一四六
製藥用阿片賣下に關する省令(大正六年八月).....	一四六
製藥用阿片賣下に關する省令第一條に依る會社の指定(大正六年十月).....	一四七
製藥用阿片中モルヒネ含量指定方の改正.....	一四八
内務省主催にて農業栽培阿片採收講習會の開催(大正四年—七年).....	一四八
醫藥用阿片買上及交付手續の制定(大正八年十月).....	一四八
沒收阿片類の處分(大正五年—昭和六年).....	一四八
醫藥用阿片試驗及調製の大坂衛生試驗所移管(大正十一年四月).....	一四九
阿片委員會官制の制定(昭和六年四月).....	一五〇
阿片價格一覽表.....	一五二

附 錄

衛生試驗所年表.....	一五四
衛生試驗所職員表.....	一六一

衛生試験所沿革史

第一編 司藥場時代

維新前後の醫薬品取締 德川家康天下の政權を執り諸政漸く整備するに及び我國本草醫學も長足の進展を來し早くも慶安年間蘭人バスカル江戸に來りて西洋醫學を傳へたるも當時實際治療に應用せられたるは専ら漢方醫藥にして主として明より輸入せられ所謂唐藥と稱して外船により長崎其他九州の諸港より輸入せられたるものなり。

然るに外國との交通開け貿易隆昌となるに伴ひ外國の布教も亦次第に盛んとなり切支丹の教禁を犯すもの甚しく増加するに及び幕府は寛永十三年を以て鎖國の制を立て朱印船の渡航を停め大船の建造及人民の海外に航通するを禁止し僅に和蘭及明の商船のみ長崎に來りて貿易を爲す事を許可せり。爲めに洋藥輸入の途絶たれ幕府は草藥類自給の必要に迫られ寛永十五年江戸の麻布及大塚に藥園を開き和漢藥類の栽培研究の道を拓き洋藥は僅に蘭船によりて長崎を経て輸入せらるゝに過ぎざりき。然るに徳川中興の英主八代將軍吉宗蘭學の研究を奨励せしを以て西洋醫學漸く盛んとなり文政六年獨逸人シーボルト和蘭の醫官として長崎に來り西洋醫學を開講するや其研究熱勃然として全國に興り我國醫學史上觀測的進展を示せり。爲めに漢方醫の嫉視にあひ嘉永二年幕府は遂に和蘭醫術を禁じ洋學の瀰漫を防遏せんとしたるも大勢の赴くところ之を奈何ともし難く安政五年に至りて遂に解禁せしを以て再び西洋醫學の興隆を來たせり。

西洋醫學の發達につれて漸く洋藥輸入も激増し既に幕末に於ては水銀、辰砂、明礬、瀉利鹽、酒石、龍腦、セメンシーナ、サレップ、ナラバ、ローテキズ、コロンボ、ヒヨシヤムス葉、ベラドンナ葉、キナ、カスカリルラ（藥品名は當時の文書に記す處に從ふ以後同じ）等の如き多種類の洋藥の輸入を見るに至りしかば幕府は屢々藥品の偽造品取締令を發布せり。

明治維新は我國政治萬般に亘りて一大革新を來し社會及國民生活上に驚異的變化を來せり而して維新初々の時期に在りては内治外交上幾多の難問題在りて未だ醫藥衛生に關する法制の立案に着手するに遑なかりしが明治新政の規模漸く安定するに及び政府は先づ醫藥衛生法規制定

の前提として之が調査を開始せり。即ち明治四年十一月岩倉右大臣大使として歐米各國に差遣せらるゝに當り文部少丞長與專齊其一行に加へられ各國の醫藥衛生の調査に當り超へて六年大使一行歸朝するや三月文部省内に醫務局を設け新たに歸朝せる長與專齊を其局長として醫藥衛生の事務を總べしむ。當時我國の現状は鎖國の舊習を破りて年猶新にして西洋の文物頻りに輸入せらるゝに至れりと雖も一般に薬品に關する智識淺薄にして其真偽を鑑別する能はず僞和製造の薬品世上に横行し其弊害甚しかりしを以て外務少輔上野景範は之が取締に關し政府に上申書を提出し文部省内に司藥局設置の端緒を拓けり。この間の消息を示す文書次の如し。

薬劑者人命之關スル處能々其質僞ヲ審査セザル時ハ之ガ爲メ非命ノ夭禍ヲ不免候間最能ク注意シ其利害ヲ鑑識セザルヲ不得然ルニ歐米各國ノ所產其品種質製僞造不測甚ノ處藥局掌ナ價廉ノ品ヲ好ミテ其精質ヲ察ニセザルヨリ遂ニ天毒ヲ天スルノ災ヲ買得ルニ至ル趣誠ニ洁歎スベキノ儀ニテ畢竟諸港輸入ノ際其精質僞造セザルノ故ニ有之此儀ニ付テハ余ナ松本軍醫頭モ深ク焦慮痛心在候由右ハ萬民安寧ノ御主導ニ付早々御商議ノ上藥劑輸入ノ御規則御設定相成處此段申述候也。

明治六年三月二十五日

正院御中

外務少輔 上野景範

藥劑取締之儀ニ付外務省ヨリ別紙ノ通申出候就テハ昨年十一月中申出置有之候間司藥局創立之儀早々取調可差出候也

明治六年三月二十八日

正

院

大木文部卿殿

是れより先き各税關に於ても亦外國より輸入せらるゝ製造薬品取締りの必要を認め次の如き上申書を提出せり。

外國商人共質造薬品輸入取締方之儀長崎港居留商ファンテ・ボル」ヨリ同所稅關ニ正、廢幾那鹽兩品相添別紙一號之通申立候ニ付第六大學區醫學校ニ於テ同氏ヨリ差出候藥品兩種試驗爲致候處二號之通申立右幾那鹽ノミニ限ラズ其他許多之藥品質物輸入之趣右者人命ニ關シ不容易事件ニ付深ク憂ニ爲致候一體藥品試驗等之儀者御名御管轄相成可然哉ト被存候間取締之方法至急御取締有之度依テ長崎港稅關ヨリ差出候書類相添此段及御掛合候也

第二月二十七日

大木文部卿殿

一、倫敦梁白紙ノ銘書アルモノハ上品ニシテ僞造ニアラス
一、足達英、佛兩國ヨリ日本ニ輸入セシ幾多ノ薬品ヲ壓検査セシニ許僞ノ者不妙則コードボツタス等之ナリ此薬品ハ正真ノモノニアラス全ク「ブルームボツタス」ヲ以テ僞製セリ因テ日本ニ於テモ亦方法ヲ設ケ粗惡或ハ僞製ノ薬品ヲ販賣スルモノハ嚴科ニ處シ以テ患病者ノ狀況且危害ヲ蒙ルコトナカラシメント余カ寃死スル處ナリ

一、常人ハ自己ノ病ニ用ユル藥劑ノ善惡ヲ辨别スルコト難ケレハ藥店ニ於テ僞造或ハ粗惡ノ薬品ヲ販賣セサルコトヲ余カ希望ノ通成ヘク政府ニ於テ盡力セラルヲ得ス
一、英米（且此兩國ニ於テハ藥品ヲ賣買スルニ甚ダ不注意ナリ）兩國ヲ除ク外歐洲各國ニ於テハ分析掛ノ官員ヲシテ市街ノ諸藥店ヲ検査セシメ各店ニ貯藏スル藥品ノ善惡ヲ政府ニ報告セシム故ニ藥品ヲ取扱フモノ罰責ヲ怖レ自ラ上品ヲ販賣シ從テ患病者モ粗惡ノ品ヲ服用スルノ患ナシ因テ日本藥店ニモ亦如此取締アリ度キナリ

一、政府ニ於テ前條ノ勸告ヲ採用シ日本國民ノ健康ヲ成ヘク保護セシムルノ意アラハ長崎又ハ其他ノ場所ニ於テ用ユル藥品ヲ検査スルコトハ余ニ於テ辭セラル所也

日本政府御備究理及分析學教師
ア・ゲ・セ・ゲールツ 敬白

明治六年一月三十一日

長崎縣廳士官衆

堀一等譯官 通譯

以上の如く政府部内に於て製造薬品取締の必要益々急ならんとするに際し輸出入業者の間に於ても之が取締方要望の聲興り明治六年一月四日アル・ファンデ・ボルは長崎稅關長官宛次の如き意見書を提出せり。

一、貴國商人幾那鹽英國量日一オンス、洋銀七拾五セント碧ヲ以テ拙者ニ可賣渡旨及相談候處拙者儀幾那鹽一瓶英國量日一オンス入百瓶程一ヶ年半以來賣捌方心掛居候得共歐羅巴洲ヨリ當港ニ向ケ持渡候品ハ「オニス」ニ付代價洋銀二弗ニ相當候處當港ニテハ右相場下落ニ付度々歐羅巴ニ右相場爲問合候處處販賣ノ由ニ候間下直ニ賣捌候候決當經在候其後漸々沸騰方今ニ至リ右品一オンス」ニ付洋銀二弗碧ニテ貴國ヘ持渡候者有之間數候間貴國商人所持ノ幾那鹽見本トシテ相渡火候様及相談右品相改申度就チハ御同室被下候様相顧候左候ハ、符調札ノ通全ク幾那鹽ニ無之候段顯明可致候
一、拙者陳述數シ候通幾那鹽見本千瓶程輸入シ貴國民ヘ賣買候付右ニテ幾那鹽ノ闕乏ヲ補ヒ可申ニ付拙者所有ノ幾那鹽ヘ正品ニ有之一瓶ニテモ右僞品ノ爲損耗相立候ヲハ不相成候間更ニ賣捌出來間數候右僞品ノ儀御處置無之テハ正品トシテ賣捌難出來候
一、幾那鹽ノ儀ハ患者ノ回復相謀候爲メ藥劑ニ有之候處右見本ノ僞製幾那鹽服用ノモノト何等ノ驗効相顧候哉患者本復可致管ノ處其爲却テ落命致候モノハ無